



AMERICAN EMBASSY TOKYO
Economic Section

FAX COVER SHEET

TO: 内閣官房知的財産戦略推進本部事務局御中

DATE: February 23, 2004

SUBJECT: 模倣品・海賊版対策に関する意見書

Number of Pages: 2 (Including cover sheet)

Message:

以下の通り、米国政府の意見を提出いたしますので宜しく御査収ください。

米国政府の本件に対する意見は昨年10月に提出した「日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく日本政府への米国政府の年次改革要望書」の情報技術（IT）に関するところにある通りです。特に本件と関係あると思われる以下の部分を抜粋いたします：

セクションII - B

法定損害賠償 侵害行為に対する抑止力となり、侵害により被った損失に対し権利保有者が公平に補償されることを確保し、また実際の損害・利益を立証・計算するという、費用がかかり、かつ困難な負担を除くことで、司法の効率を向上させる法定損害賠償制度を採択し、知的財産の侵害に対する執行制度を強化する。

セクション II - C

デジタル・コンテンツの保護 以下の措置によって、デジタル・コンテンツの保護を強化し、オンライン上の著作権侵害を防ぐため日本政府が達成してきたことをさらに積み重ねていく。

II-C-1. すべての政府機関および公的機関が、著作権侵害によって複製された作品の蓄積と発信あるいは政府支援のIT資源に対するその他の侵害行為を、効果的に防止し罰することを確保する措置を取る。

II-C-2. プロバイダー責任規則等のデジタル・コンテンツの著作権侵害を防止する現在の措置を必要に応じてモニターし強化する。

II-C-3. 「一時的蓄積」は複製権を含意するとの日本政府の重要な認識を、誰でも入手できる公式声明として公表する。これは、一時的複製の保護の範囲を明確にし、権利保有者に確実性と明確な指針を与える。

II-C-4. 技術的保護措置を強化する。

セクション II - D

著作権法への教育例外条項の実施 日本の著作権法第35条および36条の改正によって複製および発信の例外に限界があることを明確にし説明する権威ある政府規則あるいは指針や例示を、教育機関、教師および学生向けに発表する。

また、知的財産戦略推進本部においては国内外の民間部門及び貿易団体、及び知的財産専門の弁護士などからの意見を参考にされることを強く要請します。

以上。